

国立大学法人京都大学有期雇用教職員就業規則新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略) (解雇予告) 第17条 第15条の規定により有期雇用教職員(1月を超えて雇い入れられた者に限る。)を解雇する場合は、少なくとも30日前に予告し、又は労基法に定める平均賃金(以下「平均賃金」という。)の30日分の解雇予告手当を支払う。ただし、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は有期雇用教職員の責めに帰すべき事由に基づいて解雇する場合において、当該事由について、行政官庁の承認を受けた場合は、この限りでない。</p>	<p>(解雇予告) 第17条 第15条の規定により有期雇用教職員(1月を超えて雇い入れられた者に限る。)を解雇する場合は、少なくとも30日前に予告し、又は労基法に定める平均賃金(以下「平均賃金」という。)の30日分の解雇予告手当を支払う。ただし、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は有期雇用教職員の責めに帰すべき事由に基づいて解雇する場合において、当該事由について、行政官庁の認定を受けた場合は、この限りでない。</p>
<p>2 } (略) 3 }</p>	<p>2 } (同 左) 3 }</p>
<p>(中 略) (住居手当) 第26条 契約期間が3月以上ある有期雇用教職員(医員、医員(研修医)及び法科大学院特別教授・助教授を除く。)には、給与規程第17条に定める教職員の例に準じて住居手当を支給することができる。</p>	<p>(住居手当) 第26条 契約期間が3月以上ある有期雇用教職員(医員、医員(研修医)、法科大学院特別教授・助教授及び専門職大学院特別教授・助教授を除く。)には、給与規程第17条に定める教職員の例に準じて住居手当を支給することができる。</p>
<p>(通勤手当) 第27条 契約期間が1月以上ある有期雇用教職員(法科大学院特別教授・助教授を除く。)には、給与規程第18条に定める教職員の例に準じて通勤手当を支給することができる。</p>	<p>(通勤手当) 第27条 契約期間が1月以上ある有期雇用教職員(法科大学院特別教授・助教授及び専門職大学院特別教授・助教授を除く。)には、給与規程第18条に定める教職員の例に準じて通勤手当を支給することができる。</p>
<p>(中 略) (超過勤務手当、休日給、夜勤手当等) 第30条 有期雇用教職員には、給与規程第23条に定める教職員の例に準じて超過勤務手当を支給する。</p>	<p>(超過勤務手当、休日給、夜勤手当等) 第30条 有期雇用教職員には、給与規程第23条に定める教職員の例に準じて超過勤務手当を支給する。<u>ただし、第43条第2項の規定の適用を受ける医員の別表第6休日欄に定める1週間に3日の休日のうち1日における超過勤務については、同条第1項に規定する有期雇用教職員の所定勤務時間内におけるものに限り、勤務1時間につき、その者に支給される日給額を8で除して得た額を支給する。</u></p>
<p>2 } (略) 3 } 4 }</p>	<p>2 } (同 左) 3 } 4 }</p>
<p>5 別表第2及び別表第3に掲げる有期雇用教職員に係る第1項から第3項までの規定の適用に当たっては、給与規程23条、給与規程第24条及び給与規程第25条の規定中「第39条に規定する勤務1時間あたりの給与額」とあるのは、「その者に支給される日給額を8で除して得た額」と読み替える。 (中 略)</p>	<p>5 有期雇用教職員に係る第1項から第3項までの規定の適用に当たっては、給与規程23条、給与規程第24条及び給与規程第25条の規定中「第39条に規定する勤務1時間あたりの給与額」とあるのは、「その者に支給される日給額を8で除して得た額」と読み替える。</p>

改正前	改正後
<p>(期末手当及び勤勉手当)</p> <p>第32条 有期雇用教職員(医員、医員(研修医)及び法科大学院特別教授・助教授を除く。)には、給与規程第28条から第31条までに定める教職員の例に準じて期末手当及び勤勉手当を支給する。この場合において、準用する給与規程の規定は、当該事業年度の初日において教職員に適用されるもの(当該事業年度途中の同規程の改正により当該初日に遡及して改正規定が適用される場合にあつては、当該改正前の規定)とし、別表第2に掲げる有期雇用教職員に係る給与規程第28条第3項の規定中「期末手当基礎額」及び給与規程第31条第4項の規定中「勤勉手当基礎額」とあるのは、「その者に支給される日給額に21を乗じて得た額」と読み替える。</p> <p>(中略)</p> <p>(職務専念義務免除時間)</p> <p>第37条 有期雇用教職員は、次の各号の一に該当する場合には、職務専念義務を免除される。ただし、免除された時間は、給与を支払わない。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3) <u>勤務時間内に過半数代表者として協議することを承認された場合</u></p> <p>(中略)</p> <p>(入構禁止又は退出)</p> <p>第42条 有期雇用教職員が次の各号の一に該当するときは、その<u>入構</u>を禁止し、又は<u>退出</u>させることがある。</p> <p>(1) 職場の<u>風紀秩序</u>をみだし、又はそのおそれのあるとき</p> <p>(2) } (略)</p> <p>(3) }</p> <p>(4) }</p> <p>2 前項の規定により<u>入構</u>を禁止させられたときは欠勤、所定の終業時刻前に<u>退出</u>させられたときは早退として取り扱うものとし、給与を支払わない。</p> <p>第5章 勤務時間、休日、休暇等 (所定勤務時間)</p> <p>第43条 有期雇用教職員の所定勤務時間は、1週間(日曜日から土曜日までとする。以下同じ。)につき40時間、1日につき8時間とする。</p> <p>(中略)</p>	<p>(期末手当及び勤勉手当)</p> <p>第32条 有期雇用教職員(医員、医員(研修医)、<u>法科大学院特別教授・助教授及び専門職大学院特別教授・助教授</u>を除く。)には、給与規程第28条から第31条までに定める教職員の例に準じて期末手当及び勤勉手当を支給する。この場合において、準用する給与規程の規定は、当該事業年度の初日において教職員に適用されるもの(当該事業年度途中の同規程の改正により当該初日に遡及して改正規定が適用される場合にあつては、当該改正前の規定)とし、別表第2に掲げる有期雇用教職員に係る給与規程第28条第3項の規定中「<u>期末手当基礎額</u>」及び給与規程第31条第4項の規定中「<u>勤勉手当基礎額</u>」とあるのは、「その者に支給される日給額に21を乗じて得た額」と読み替える。</p> <p>(職務専念義務免除時間)</p> <p>第37条 } (同左)</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(出勤禁止又は退勤命令)</p> <p>第42条 有期雇用教職員が次の各号の一に該当するときは、その<u>出勤</u>を禁止し、又は<u>退勤</u>を命ずることがある。</p> <p>(1) 職場の<u>風紀若しくは秩序</u>をみだし、又はそのおそれのあるとき</p> <p>(2) }</p> <p>(3) } (同左)</p> <p>(4) }</p> <p>2 前項の規定により<u>出勤</u>を禁止させられたときは欠勤、所定の終業時刻前に<u>退勤</u>を命ぜられたときは早退として取り扱うものとし、給与を支払わない。</p> <p>第5章 勤務時間、休日、休暇等 (所定勤務時間)</p> <p>第43条 有期雇用教職員の所定勤務時間は、1週間(日曜日から土曜日までとする。以下同じ。)につき40時間、1日につき8時間とする。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、医員の所定勤務時間は、1週間につき32時間、1日につき8時間とすることができる。</u></p>

改正前	改正後
<p>(年次休暇以外の休暇)</p> <p>第54条 次の各号に掲げる場合には、有期雇用教職員（第5号に掲げる場合にあつては、6月以上の契約期間が定められている者又は6月以上継続勤務している者に限る。）に対して当該各号に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。</p> <p>(1) } (略)</p> <p>(2) }</p> <p>(3) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等（以下本号において「災害等」という。）により出勤することが著しく困難であると認められる場合 <u>災害等により勤務場所に赴くことが著しく困難であると認められる状態となった日（勤務中若しくは勤務が終了した後その日に当該状態となった場合（当該状態となった後その日に出勤することを要しない場合に限る。）又は勤務時間が定められていない日若しくは全日にわたり就業規則の規定に基づき職務に専念する義務が免除されている日に当該状態となった場合にあつては、当該状態となった日の翌日）から連続する3日の範囲内の期間</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 有期雇用教職員の親族（国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成16年達示第83号。以下「勤務時間等規程」という。）別表第5の親族の欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき <u>勤務時間等規程第27条第10号に規定する休暇の例による期間</u></p>	<p>(年次休暇以外の休暇)</p> <p>第54条 次の各号に掲げる場合には、有期雇用教職員（第5号及び第6号に掲げる場合にあつては、6月以上の契約期間が定められている者又は6月以上継続勤務している者に限る。）に対して当該各号に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。</p> <p>(1) } (同 左)</p> <p>(2) }</p> <p>(3) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合 <u>必要と認められる期間</u></p> <p>(4) (同 左)</p> <p>(5) 有期雇用教職員の親族（国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成16年達示第83号。以下この号において「勤務時間等規程」という。）別表第5の親族の欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき <u>勤務時間等規程第27条第11号に規定する休暇の例による期間</u></p> <p>(6) <u>夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の事業年度の7月から9月までの期間における、休日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間</u></p> <p>(7) <u>地震、水害、火災その他の災害により有期雇用教職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 原則として連続する7暦日の範囲内の期間</u></p> <p>(8) <u>骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間</u></p>

改正前	改正後
<p>2 次の各号に掲げる場合には、有期雇用教職員(第6号及び第8号に掲げる場合にあつては、契約期間が6月以上である者又は6月以上継続勤務している者に限る。ただし、第8号の休暇を取得できる有期雇用教職員の制限については、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。)による労使協定がある場合に限る。)に対して当該各号に掲げる期間の無給の休暇を与えるものとする。</p> <p>(1) } (略)</p> <p>(6) }</p> <p>(7) <u>骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間</u></p> <p>(8) } (略)</p> <p>3 } (中略)</p> <p>4 } (育児・介護休業等)</p> <p>第58条 有期雇用教職員の育児休業、介護休業、育児部分休業及び介護部分休業に関する取扱いについては、国立大学法人京都大学教職員の育児・介護休業等に関する規程(平成16年達示第84号。以下「育児・介護規程」という。)を準用する(第12条第2項から第14条まで、第32条第2項及び第39条を除く。)。この場合において、「教職員」とあるのは「有期雇用教職員」と読み替えるほか、別表第8の左欄に掲げる育児・介護規程の条の規定は、同表右欄のとおりとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(懲戒)</p> <p>第60条 有期雇用教職員が次条の規定による懲戒事由に該当する場合は、これに対し次の各号に定める区分に応じ懲戒することができる。</p> <p>(1) } (略)</p> <p>(4) }</p> <p>(5) 懲戒解雇 <u>行政官庁の認定を受けて、即時に解雇する。</u></p> <p>(中略)</p>	<p>2 次の各号に掲げる場合には、有期雇用教職員(第6号及び第7号に掲げる場合にあつては、契約期間が6月以上である者又は6月以上継続勤務している者に限る。ただし、第7号の休暇を取得できる有期雇用教職員の制限については、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。)による労使協定がある場合に限る。)に対して当該各号に掲げる期間の無給の休暇を与えるものとする。</p> <p>(1) } (同左)</p> <p>(6) }</p> <p>(7) } (同左)</p> <p>3 } (同左)</p> <p>4 }</p> <p>(育児・介護休業等)</p> <p>第58条 有期雇用教職員の育児休業、介護休業、育児部分休業及び介護部分休業に関する取扱いについては、国立大学法人京都大学教職員の育児・介護休業等に関する規程(平成16年達示第84号。以下「育児・介護規程」という。)を準用する(第12条第2項から第14条まで、<u>第20条の2から第20条の6まで、第32条第2項、第39条及び第43条の2から第43条の5まで</u>を除く。)。この場合において、「教職員」とあるのは「有期雇用教職員」と読み替えるほか、別表第8の左欄に掲げる育児・介護規程の条の規定は、同表右欄のとおりとする。</p> <p>(懲戒)</p> <p>第60条</p> <p>(1) } (同左)</p> <p>(4) }</p> <p>(5) 懲戒解雇 <u>予告期間を設けずに解雇する。</u></p>

改 正 前	改 正 後
<p>(年度一時金)</p> <p>第74条 有期雇用教職員（法科大学院特別教授・助教授を除く。）には、事業年度の終わりに年度一時金を支給する。ただし、事業年度途中で退職し、又は解雇された場合は、その際その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に年度一時金を支給する。</p> <p>2 } 3 } (略) 5 }</p> <p>第13章 発明 (発明)</p> <p>第75条 有期雇用教職員の発明（特許権、実用新案権及び意匠権）の取扱いについては、京都大学発明規程（平成16年達示第96号）による。</p>	<p>(年度一時金)</p> <p>第74条 有期雇用教職員（医員、医員（研修医）、法科大学院特別教授・助教授及び専門職大学院特別教授・助教授を除く。）には、事業年度の終わりに年度一時金を支給する。ただし、事業年度途中で退職し、又は解雇された場合は、その際その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に年度一時金を支給する。</p> <p>2 } 3 } (同 左) 5 }</p> <p>第13章 発明 (発明)</p> <p>第75条 (同 左)</p> <p style="text-align: center;"><u>第14章 公益通報者の保護等</u> (公益通報者の保護等)</p> <p>第76条 <u>公益通報者の保護等については、京都大学における公益通報者の保護等に関する規程（平成17年達示第88号）による。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規則は、平成18年4月1日から施行する。</p>

別表第1 (略)

別表第2

職名	資格・職務能力	職務内容	雇用年齢上限	その他の事項
寄附講座教員 寄附研究部門教員	当該講座又は研究部門教員としての業務の遂行能力があり、原則として他の職に就いていない者	当該講座又は研究部門における教育研究に従事するほか、本学の定めにより教育研究に支障のない範囲内でその他の授業又は研究指導を担当する	満63歳 (ただし、大学が特に認めた場合は、この限りでない。)	<ul style="list-style-type: none"> ・当該講座又は研究部門の継続している間、雇用可能 ・当該寄附講座又は寄附研究部門の設置に係る寄附金にて雇用される場合に限る ・選考方法、選考基準は当該講座・研究部門を置く部局が定める ・学生、研究生等を除く
研究員(科学技術振興)	次の各要件をすべて満たす者 <ul style="list-style-type: none"> ・13文科第44号通知の各別表における教授・助教授等の教員、主任研究員又は研究員として雇用される者であること ・当該研究又は教育の遂行上必要な能力を有すると研究代表者等の所属する部局の長が認めた者 ・博士の学位を取得した者、博士の学位取得が確実な者又は博士の学位を取得した者に相当する能力を有すると研究代表者等の所属する部局の長が認めた者 ・原則として他の職に就いていない者 	当該プログラムに係る研究又は教育に従事		<ul style="list-style-type: none"> ・当該プログラムの継続している間、雇用可能 ・当該科学技術振興調整費の(目)科学技術総合研究委託費にて雇用される場合に限る ・学生、研究生等を除く
産学官連携研究員	次の各要件をすべて満たす者 <ul style="list-style-type: none"> ・当該共同研究・受託研究の遂行上必要な能力を有すると研究代表者等の所属する部局の長が認めた者 ・原則として他の職に就いていない者 	当該共同研究・受託研究に従事		<ul style="list-style-type: none"> ・当該共同研究・受託研究の継続している間、雇用可能 ・当該共同研究・受託研究の受入資金にて雇用される場合に限る ・学生、研究生等を除く
研究員(COE)	次の各要件をすべて満たす者 <ul style="list-style-type: none"> ・当該研究の遂行上必要な能力を有すると拠点リーダー、研究代表者又は研究担当者等の所属する部局の長が認めた者 ・博士の学位を取得した者、博士の学位取得が確実な者又は博士の学位を取得した者に相当する能力を有すると拠点リーダー、研究代表者又は研究担当者等の所属する部局の長が認めた者 ・原則として他の職に就いていない者 	当該プロジェクトに係る研究に従事		<ul style="list-style-type: none"> ・当該プロジェクトの継続している間、雇用可能 ・当該研究拠点形成費補助金(研究拠点形成費)にて雇用される場合に限る ・学生、研究生等を除く
研究員(科学研究)	次の各要件をすべて満たす者 <ul style="list-style-type: none"> ・当該研究の遂行上必要な能力を有すると拠点リーダー、研究代表者又は研究担当者等の所属する部局の長が認めた者 ・原則として他の職に就いていない者 			<ul style="list-style-type: none"> ・当該プロジェクトの継続している間、雇用可能 ・当該科学研究費補助金の直接経費にて雇用される場合に限る ・学生、研究生等を除く
研究員(学術研究奨励)				<ul style="list-style-type: none"> ・当該寄附金にて雇用される場合に限る ・寄附講座・寄附研究部門に

				係るものは除く ・学生、研究生等を除く
研究員(特別教育研究)				・当該プロジェクトの継続している間、雇用可能 ・当該特別教育研究経費にて雇用される場合に限る ・学生、研究生等を除く
研究員(改革推進)				・当該プロジェクトの継続している間、雇用可能 ・当該大学改革推進経費にて雇用される場合に限る ・学生、研究生等を除く
研究員(NEDO)				・当該プロジェクトの継続している間、雇用可能 ・当該独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構産業技術研究助成金にて雇用される場合に限る ・学生、研究生等を除く
研究員(JSPS)				・当該プロジェクトの継続している間、雇用可能 ・当該独立行政法人日本学術振興会「魅力ある大学院教育」イニシアティブ事業助成金にて雇用される場合に限る ・学生、研究生等を除く
		(略)		

別表第3

職名	資格・職務能力	職務内容	雇用年齢上限	その他の事項
医員	医師免許又は歯科医師免許取得後2年以上の臨床研修又はこれに準じる診療業務を行った者	診療に従事 必要に応じ、診療を通じての臨床教育の補助的職務及び診療に関して研究にも従事	満63歳 (ただし、大学が特に認めた場合は、この限りでない。)	・任期については、医学部附属病院の定めによる ・当該医員又は医員(研修医)に係る雇用経費にて雇用される場合に限る ・学生、研究生等を除く
医員(研修医)	卒後臨床研修開始後2年未満の者	医師法・歯科医師法の規定に定める臨床研修に従事		
法科大学院特別教授 法科大学院特別助教授	法科大学院において実務基礎教育を実施するため特に必要となる高度専門職業人	法科大学院(法学研究科法曹養成専攻)における教授又は助教授の職務に従事		・任期については、法科大学院の定めによる
専門職大学院特別教授 専門職大学院特別助教授	専門職大学院(法科大学院を除く。)において実務基礎教育を実施するため特に必要となる高度専門職業人	専門職大学院(法科大学院を除く。)における教授又は助教授の職務に従事		・任期については、当該専門職大学院の定めによる

別表第4 (略)

別表第5

職名	日給額	
医員	医師免許等取得後	3～4年目 11,600円
	の経験年数	5～6年目 12,000円
		7～8年目 12,700円
		9年目以上 13,400円
		医員(日給額) 11,245円
医員(研修医)	医員(研修医)(日給額) 9,400円 9,075円	
法科大学院特別教授	法科大学院特別教授(日給額) 50,000円	
法科大学院特別助教授	法科大学院特別助教授(日給額) 30,000円	
専門職大学院特別教授	50,000円	
専門職大学院特別助教授	30,000円	

※ 医師免許等とは、医師免許及び歯科医師免許をいい、医師免許等取得後の経験年数を算出する起算日は、当該免許を取得した日の属する年の4月1日とする。

別表第6

有期雇用教職員の区分	休日	始業及び終業の時刻	休憩時間
医学部附属病院に勤務する医員及び医員(研修医)のうち、医学部附属病院長が指定する者	1週間に2日	午後4時から翌日午前0時45分まで	午後8時から午後8時45分まで
		午後4時から翌日午前1時まで	午後8時から午後9時まで
	又は 3日	午前0時から午前8時45分まで	午前4時から午前4時45分まで
		午前0時から午前9時まで	午前4時から午前5時まで
医学部附属病院看護部病棟及び看護管理室に勤務する有期雇用教職員のうち、医学部附属病院長が指定する者(他の「有期雇用教職員の区分」に定める者を除く。)	1週間に2日	午前8時30分から午後5時15分まで	午後0時30分から午後1時15分まで
		午前8時30分から午後5時30分まで	午後0時30分から午後1時30分まで
		午前7時30分から午後4時15分まで	午前11時30分から午後0時15分まで
		午前7時30分から午後4時30分まで	午前11時30分から午後0時30分まで
フィールド科学教育研究センター海域ステーション瀬戸臨海実験所に勤務する有期雇用教職員	1週間に2日	午前8時45分から午後5時30分まで	午前11時45分から午後0時30分まで 午後0時30分から午後1時15分まで

別表第7 (略)

別表第8

育児・介護規程の規定	適用する規定
	(略)
第27条	<p>第27条 前条の請求は、次の各号の一に該当する有期雇用教職員は、これを行うことができない。</p> <p>(1) 当該請求に係る深夜において、常態として当該子を保育することができる当該子の16歳以上の同居の家族(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第2条第5号の家族をいう。以下同じ。)であって、次の各号のいずれにも該当する者がいる場合の当該有期雇用教職員</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p>
	(略)